

番号：170720

国名：インドネシア

担当部署：人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名：感染症の早期警戒警報対応システム運用強化プロジェクト詳細計画策定調査
(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年11月中旬から2017年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.47MM、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月11日(水)(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017 年 10 月 27 日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	保健分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：なし。ただし、本調査を受注した法人及び個人は、当該事業本体の受注・受注企業への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

インドネシアの 2015 年の結核罹患者数は 100 万を超えており、鳥インフルエンザ (H5N1) の人での確定症例は発症者、死亡者ともに 2013 年 11 月から 2017 年 6 月の間では世界で最も多い。また HIV の感染はアジアの中で最も拡大している国の一つである。

インドネシア保健省戦略計画 (Strategic Plan of the Ministry of Health 2015-2019. (RENSTRA)) においては、疫学・検査分野の人材及び地方政府の保健医療人材の能力強化を含む感染症対策が重点事項の 1 つとされており、世界保健機構 (WHO) 加盟国が合意した規約である改訂国際保健規則 (IHR2005) で規定された 8 つのコアキャパシティ強化にも取り組んでいる。2009 年から感染症の早期警戒警報対応システム (Early Warning Alert and Response System (EWARS)) が導入され、2015 年には全国に同システムが導入されたが、本件要請時点 (2017 年 3 月) では、適切に運用できているのは 34 州のうち 11 州のみである。早期警戒警報対応システムは、感染症対策、特にアウトブレイクの初期段階での迅速対応実施の基礎となるものであることから、このシステムの強化がインドネシアにおける感染症対策において喫緊の課題となっている。

この状況の中、インドネシア政府から、保健省疾病予防対策総局 (Directorate General of Prevention and Diseases Control, Ministry of Health) を実施機関として、国家レベルでの検査・緊急オペレーション能力に加え研究能力を強化するとともに、パイロット州での人材育成・能力強化を通じて州レベルでの人材育成・能力強化に係る研修内容・方法を構築し、この成果を他州に普及することによって、インドネシアの EWARS を強化することを目的とした技術協力プロジェクトが要請された。

この要請を受け、1) 協力の枠組について実施機関等と協議、合意すること、2) 本格協力の実施に必要な関連情報の収集・整理を行うこと、3) 本格協力の実施方法、留意事項等について確認し、計画策定結果に纏めること、を目的とした詳細計画策定調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当業務に係る協力計画策定のために必要な調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2017年11月中旬)

- ①要請内容・背景を把握する (関連報告書等の資料、情報の収集・分析)。
- ②上記を踏まえ、担当業務に係る調査計画・方針 (案) を検討する。
- ③要請内容に基づき、プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案 (和文・英文)、PO (Plan of Operations) 案 (和文・英文) を検討する。
- ④関連分野における他ドナーの協力についての資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑤インドネシア側関係機関、他ドナー等に対する質問票 (案) (英文) を作成する。質問票はJICAインドネシア事務所を通じて現地調査前に配布する。
- ⑥調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2017年12月上旬～12月中旬)

- ①JICAインドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ②インドネシア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③本調査の実施方法について、インドネシア側に説明を行う。
- ④事前に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) インドネシアの開発計画における本プロジェクトの位置づけ
 - イ) 感染症対策に関する開発動向とインドネシア側実施体制 (組織・予算・人員等)
 - ウ) 他ドナー・機関による関連する援助動向
- ⑤調査団及びインドネシア関係機関と協議の上、PDM (案) (和文、英文)、PO (案) (和文、英文) を更新する。
- ⑥インドネシア関係機関との協議で合意された内容について、討議議事録 (R/D: Record of Discussions) (案) (英文) 及びミニッツ (M/M: Minutes of Meeting) (案) (英文) への取りまとめ作業に協力する。
- ⑦評価5項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) (和文、英文) を作成する。
- ⑧担当業務に係る現地調査結果をJICAインドネシア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年12月下旬)

- ①収集資料の整理・分析 (収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめも含む) を行う。
- ②事業事前評価表 (案) (和文・英文) を更新する。
- ③帰国報告会に出席し、担当業務に係る報告を行う。
- ④担当業務に係る詳細計画策定調査報告書 (和文) を作成し、他の団員の担当分も含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

本契約における成果品は (1) とする。

- (1) 担当業務に係る詳細計画策定調査報告書 (和文)
- (2) 質問票 (英文)
- (3) 事業事前評価表 (案) (和文、英文)
- (4) 面談者リスト・面談記録

(5) 収集資料一式

※(1)～(4)はすべて電子データで提出する。(5)のうち、電子データで入手したものは電子データで提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。インドネシアの国内航空券が必要となる場合には、JICAインドネシア事務所が手配し、現物支給とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年12月3日～2017年12月16日を予定していますが、前後数日間に変更になる可能性があります。

本業務従事者は、他の調査団員に数日～1週間程度先行して現地調査を開始していただくことを予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) サーベイランス (関係機関から1名を予定)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAインドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、他の団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ第三チーム (TEL:03-5226-8364) にて配布します。

ア) 要請書

イ) Strategic Plan of The Ministry of Health Year 2015-2019 (Decision of the Minister of Health of the Republic of Indonesia Number HK.02.02/MENKES/52/2015) (JICA インドネシア事務所による英語への仮訳版)

②本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。

ア) 鳥インフルエンザ・サーベイランスシステム強化プロジェクト中間レビュー
評価結果要約表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_0800046_2_s.pdf

イ) 鳥インフルエンザ・サーベイランスシステム強化プロジェクト終了時評価結果要約表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_0800046_3_s.pdf

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。

なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。(受領と共に右に同意いただいたものとしします。)

ア) 独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程

イ) 情報セキュリティ管理細則

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAインドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行

うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上